

議案第16号

松阪市行政組織条例の一部改正に伴う関係条例の整理について

松阪市行政組織条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成26年2月19日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市行政組織条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(松阪市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 松阪市総合計画審議会条例(平成17年松阪市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市政戦略部戦略経営課」を「経営企画部経営企画課」に改める。

(松阪市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

第2条 松阪市廃棄物減量等推進審議会条例(平成17年松阪市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境部」を「環境生活部」に改める。

(松阪市交通安全対策委員会条例の一部改正)

第3条 松阪市交通安全対策委員会条例(平成17年松阪市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第8条中「生活部安全防災課」を「環境生活部地域安全対策課」に改める。

(松阪市都市計画審議会条例の一部改正)

第4条 松阪市都市計画審議会条例(平成17年松阪市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市政策部」を「都市整備部」に改める。

(松阪市建築審査会条例の一部改正)

第5条 松阪市建築審査会条例(平成17年松阪市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市政策部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。